

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第2号 令和3年度小坂町一般会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） おはようございます。

議案第2号 令和3年度小坂町一般会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億4,300万円である。

歳入の主なものは、町税6億8,670万7,000円、地方交付税17億円、国庫支出金3億4,312万円、県支出金1億9,573万9,000円、町債2億6,370万円である。

なお、歳入における町税の占める構成比率は17.4%（前年度16.0%）となり、前年度6億4,433万6,000円に比べ、額においては4,237万1,000円（6.6%）の増となっている。

さらに、歳入を性質別に見ると自主財源は12億2,211万3,000円で、歳入で占める構成比率は31.0%（前年度は12億5,043万2,000円、31.0%）となり、前年度に比べ2.3%の減となっている。

歳出の主なものは、総務費5億6,295万4,000円、民生費9億823万2,000円、衛生費4億2,630万6,000円、土木費4億8,261万1,000円、教育費3億5,195万2,000円、公債費5億7,022万6,000円である。

歳出において大きい構成比率を占めるものは、民生費23.0%で前年度比460万3,000円(0.5%)の増、公債費14.5%で前年度比377万6,000円(0.7%)の減、総務費14.3%で前年度比2,941万4,000円(5.0%)の減、土木費12.2%で前年度比5,889万円(10.9%)の減、衛生費10.8%で前年度比2,469万5,000円(6.1%)の増、教育費8.9%で前年度比1,092万5,000円(3.2%)の増となっている。

消費的経費は24億7,934万8,000円で、予算額に占める割合は62.9%となり、前年度に比べ0.4%の増となっている。

内容の主なものは、人件費7億2,654万3,000円、前年度比2.8%の減、物件費6億1,857万4,000円、前年度比3.8%の増、補助費等6億7,948万1,000円、前年度比0.7%の増となっている。

投資的経費については3億5,419万5,000円で予算額に占める割合は9.0%となり、前年度に比べ22.8%の減となっている。

内容の主なものは、民生費においては、あかしあの郷建設費償還金1,119万4,000円、商工費においては、和井内エリアの内部展示等の整備5,663万5,000円、産業振興促進条例に係る施設整備費補助と起業支援補助合わせて1,100万円、土木費においては、町道・側溝等改修1,689万7,000円、一本杉地区流雪溝設置2,707万8,000円、橋梁長寿命化3,938万2,000円、町道向陽線歩道舗装補修2,291万2,000円、町道上小坂2号線道路改良3,124万3,000円、和井内エリアの敷地造成工事他8,940万9,000円である。

その他の経費は11億945万7,000円で、予算額の28.1%を占めており、前年度に比べ0.2%の増となっている。

内容の主なものは、公債費5億7,022万6,000円、小坂町中小企業振興資金預託金5,000万円、国民健康保険特別会計繰出金5,403万1,000円、後期高齢者医療広域連合負担金8,637万5,000円、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金1億2,416万円、サービス事業勘定繰出金251万3,000円、下水道事業特別会計繰出金1億972万3,000円などとなっている。

町債については、教育・福祉施設等整備事業等2億6,370万円(前年度2億6,690万円)を計画している。なお、地方債の令和3年度末における現在高は、44億2,178万3,000円となる見込みである。

一時借入金の借入れの最高額は4億円と定めている。

2、予算案議決の結果。

令和3年度一般会計当初予算を慎重な審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決した

次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

なお、予算審議に当たっては、あらゆる角度から慎重に審議を行い各般にわたる意見、要望を述べたところである。

予算執行に当たって、これら議会の意見要望を最大限に尊重して、最小の経費で最大の効果を目指し、特に下記の事項に最善の努力を図られるよう要請するものである。

記

1、財政の健全化は喫緊の課題であることから、費用対効果を十分に考慮して、行財政改革を積極的に推進すること。

2、既存事業の積極的な推進と町民生活に直結した要望の実現を図りながら、安心・安全なまちづくりに取り組むこと。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7番。

○7番（成田直人君） 今般、令和3年度の予算案については、いわゆる骨格予算ということでの計上であります。この中身については申し上げるべきもなく、基本的な支出、その中で町民の安心・安全を担保しようとする、そういう内容であり、また、継続的な政策予算の計上がされているということからすれば、私自身はこれに反対するものではありません。

ただ、総括質疑の中でも申し上げましたけれども、骨格予算の割には非常に令和2年度の予算と比べて2.3%台ということであり、そのことについて質問した際、この中にはコロナ対策もあるというお話がありました。コロナに係る接種の金額は2,288万円。これを、もし仮に初年度の予算から差し引いて、これを比率に合わせると2.4%台であるということになります。

今回、秋田県も知事選挙があることから骨格予算ということでありました。3%ほどの減という中での一般会計の予算上程であります。この中には、実はコロナ対策に係る費用は入っておらない。接種に係る費用は入っておらない。ただ、継続的なコロナ関係は、これは予

算が盛り込まれておりますけれども、そういう状況の中で大変財政事情の厳しい中、県の税収もかなり落ち込んでいるという見通しの中で、この予算は立てられている。言わばこのことは県にかかわらず、ほかの秋田県25市町村、全てが同じような思いなのではないかなと、そういう思いがありました。

ですので、果たして4月4日の町長選挙後、新たな政策的な予算がどのようになるのか、そういう本当に基本的なところでの私は質問をしたかったわけですが、返ってきた言葉は非常に驚くべきような発言をいただいたということでありまして、本当に自分が話したことは、琴線に触れるような話をしたということなのか、もしくは、実はこれから組まれる政策的な予算には相当なボリュームを持つものがあるか、そういう感覚はいただいたところであります。

いずれ、ああいう形で罵倒するような発言があったことについては、私はとても信じられない、非常に温厚で人当たりのいい人が、ああいう発言をこういう公的な場で話をされたことは本当に信じられない、そういう思いであります。こういったことがもしかすれば町の職員に対してももし行われるとすれば、大変このことは問題のあることでありますので、いま一度、自分を戒めて、町民の安心・安全のための、そのナンバーツーとしての役割を果たしていただきたいなと思う次第です。

最後になりますが、明治維新で長州藩の吉田松陰という人が、こういう言葉を残しております。「至誠にして動かざる者は未だ之れあらざるなり」、この意味は、真心を尽くして相手に話をするならば、その思いは必ずや伝わるというものでありますけれども、政治とは基本的にそういうものだと思っております。どんな人間が相手であっても、誠の心を持って相手と接する、そういう政治を心がけていただきたい、そのように思います。

以上となりますが、今般の予算については賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第2号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第3号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第3号 令和3年度小坂町国民健康保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ5億7,590万円と定めている。

歳入の主な内容は、保険税7,647万8,000円（予算総額の13.3%）、県支出金4億4,527万4,000円（77.3%）、繰入金5,403万2,000円（9.4%）である。

歳出の主な内容は、保険給付費4億3,942万円（76.3%）、国民健康保険事業費納付金1億1,039万1,000円（19.2%）である。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、740世帯を対象とした国民健康保険の実施に必要な経費等を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第3号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第4号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第4号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ8,209万6,000円と定めている。

歳入の主な内容は、保険料5,596万7,000円（予算総額の68.2%）、一般会計繰入金2,589万9,000円（31.5%）である。

歳出の主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金8,105万9,000円（98.7%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、後期高齢者医療の実施に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可

決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第4号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第5号 令和3年度小坂町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第5号 令和3年度小坂町介護保険特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

保険事業勘定は予算総額が7億9,122万1,000円で、歳入の主な内容は、介護保険料1億1,838万1,000円（予算総額の15.0%）、国庫支出金2億1,493万1,000円（27.2%）、支払基金交付金2億260万1,000円（25.6%）、繰入金1億3,616万2,000円（17.2%）である。歳出の主な内容は、総務費2,229万4,000円（2.8%）、保険給付費7億3,010万円（92.3%）、地域支援事業費3,769万5,000円（4.8%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円となっている。

介護サービス事業勘定は予算総額が313万1,000円で、歳入はサービス収入61万8,000円（予算総額の19.7%）、一般会計繰入金251万3,000円（80.3%）であり、歳出は総務費311万1,000円（99.4%）、サービス事業費2万円（0.6%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、介護サービスが総合的に利用できるように必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第5号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第6号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。
委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第6号 令和3年度小坂町歯科診療所特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ6,814万1,000円と定めている。

歳入の主な内容は、診療収入3,307万6,000円（予算総額の48.5%）、一般会計繰入金2,574万円（37.8%）、諸収入212万4,000円（3.1%）、町債720万円（10.6%）である。

歳出は、診療所費6,672万8,000円（97.9%）、公債費141万3,000円（2.1%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、歯科診療所を経営するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第6号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第7号 令和3年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第7号 令和3年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ403万9,000円と定めている。

歳入の主な内容は、共済掛金収入86万4,000円（予算総額の21.4%）、財産運用収入20万6,000円（5.1%）、基金繰入金295万6,000円（73.2%）、一般会計繰入金1万2,000円（0.3%）である。

歳出は、共済事業費403万9,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、町内の中小企業に働く従業員の退職金等についての制度で、中小企業の振興に寄与するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第8号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第8号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計
予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ360万3,000円と定めている。

歳入は、財産運用収入3,000円（予算総額の0.1%）、基金繰入金132万8,000円
（36.8%）、貸付金収入227万2,000円（63.1%）である。

歳出は、財産管理費360万3,000円（100%）となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、義務教育終了の小坂町民の子弟で上級学校に在学し、経済的理由で修学困難な人に対して奨学資金を貸付するために必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第9号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○**予算特別委員長（樫谷竹治君）** 議案第9号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ3億922万5,000円と定めている。

歳入の主な内容は、分担金及び負担金229万円（予算総額の0.7%）、使用料及び手数料4,601万1,000円（14.9%）、国庫支出金5,000万円（16.2%）、一般会計繰入金1億972万3,000円（35.5%）、諸収入50万円（0.1%）、町債1億70万円（32.6%）となっている。

歳出の主な内容は、米代川流域関連公共下水道建設事業として1億1,776万円（38.1%）、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金3,671万1,000円（11.9%）、公債費1億3,170万円（42.6%）などである。

また、一時借入金の借入れの最高額は1億円となっている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、下水道事業推進に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○**議長（目時重雄君）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（目時重雄君）** 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○**議長（目時重雄君）** 起立全員であります。

よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第10号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、議案第10号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第10号 令和3年度小坂町小坂財産区特別会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は歳入歳出の総額をそれぞれ177万6,000円と定めている。

歳入の主な内容は、土地貸付収入165万6,000円（予算総額の93.2%）となっている。

歳出は、財産管理費177万6,000円（100%）である。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、財産区事業に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保ありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、議案第11号 令和3年度小坂町水道事業会計予算を議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（椿谷竹治君） 議案第11号 令和3年度小坂町水道事業会計予算に関する報告書。

1、予算案の要旨。

本予算案は、給水戸数2,098戸、年間総給水量46万4,100m³、一日平均給水量1,272m³の業務を行うに必要な予算措置をしている。

収益的収入は2億5,597万円で、その主な内容は営業収益1億3,192万4,000円、営業外収益1億2,403万6,000円などである。

収益的支出は2億5,086万6,000円で、その主な内容は営業費用2億1,075万8,000円、営業外費用3,990万8,000円などである。

資本的収入は9,061万6,000円で、その内容は企業債5,400万円、出資金1,860万4,000円、国庫補助金1,801万2,000円となっている。

資本的支出は2億2,369万3,000円で、その内容は建設改良費7,907万5,000円、企業債償還金1億4,461万8,000円となっている。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,307万7,000円は、現年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額495万8,000円、過年度損益勘定留保資金1億2,811万9,000

円で補填することに定めている。

2、予算案議決の結果。

本予算案は、水道事業の経営に必要な経費を計上した予算と認め、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、議案第12号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件につきまして、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長。

〔予算特別委員長 椿谷竹治君登壇〕

○予算特別委員長（樫谷竹治君） 議案第12号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについての報告書。

1、議案の要旨。

一般会計からの繰入れできる金額を定めるというものである。

2、議案可決の理由。

地方公営企業法の適用を受けていない特別会計に、一般会計から基準外の繰入れをする場合には、地方財政法第6条の規定により議会の議決を必要とするものであり、原案のとおり可決すべきものと決した次第である。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、議案第13号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙におけ

る選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第13号 小坂町議会議員及び小坂町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

公職選挙法の一部改正に伴い、町村の選挙における公営対象が拡大されたことから、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町の選挙における立候補環境の改善を図るものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第14号 小坂町在宅育児支援給付金給付条例の制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） おはようございます。

議案第14号 小坂町在宅育児支援給付金給付条例の制定についての報告書。

1、議案の要旨。

在宅で育児を行う者に対して在宅育児支援給付金を給付するために、条例を制定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりのために子育て世帯の経済的負担軽減を図るものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第15号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第15号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

介護保険料を定めるとともに各種法改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、介護保険料改定は行わず前期と同額とし、各種法改正に伴い条例を改正するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第16号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第16号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、基準が改正されたことに伴い、地域密着型サービス関連の基準について条例を改正するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第17号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第17号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第17号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、基準が改正されたことに伴い、地域密着型介護予防サービス関連の基準について条例を改正するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第18号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第18号 小坂町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、基準が改正されたことに伴い、介護予防支援関連の基準について条例を改正するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第19号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 議案第19号 小坂町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

省令の一部改正に伴い、条例を改正しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、基準が改正されたことに伴い、居宅介護支援関連の基準について条例を改正するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第22号 小坂町保育所保育の実施条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第22号 小坂町保育所保育の実施条例を廃止する条例制定についての報告書。

1、議案の要旨。

児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に係る事由が法令において規定されたことから、条例を廃止しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、役目を終えた条例を廃止するものであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第23号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第23号 指定管理者の指定についての報告書。

1、議案の要旨。

七滝観光物産直売所の指定管理者に、株式会社タクトを指定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、株式会社タクトは他自治体での指定管理の実績があり、今後3年間の提案内容も基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号を委員長の報告のとおり決定することに賛成に諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第24号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第24号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 議案第24号 指定管理者の指定についての報告書。

1、議案の要旨。

小坂町康楽館の指定管理者に、小坂まちづくり株式会社を指定しようとするものであります。

2、議案可決の理由。

本議案は、小坂町康楽館の管理運営は小坂まちづくり株式会社によるこれまでの経営実績と、今後6年間の提案内容も基準を満たしていることから、指定管理者選定委員会において候補者に選定することに決定したとのことであり、妥当なものであります。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第25号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第26号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第27号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第28号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第29号 令和2年度小坂町中小企業従業員退職金等
共済事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第30号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第31号 令和2年度小坂町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の報告書。

1、陳情の要旨。

最低賃金の改善と、中小企業支援策の拡充を求める意見書を国に提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

労働者が健康で文化的な生活を営むための最低賃金の改善には、政府による中小企業への支援を最大限拡充する必要があります。

よって、本陳情の願意は妥当なものとして認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決し

た次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎意見書案第1号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、意見書案第1号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第1号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号、議案第33号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第32号、日程第32、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第32号から議案第33号の人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

人権擁護委員4名のうち、長井文美さん、目時京子さんの任期が令和2年12月31日をもって満了となりました。お二人には、任期満了後も後任者が見つかるまでの間、活動をしていただいております。大変感謝しているところでございます。

このたび、後任者として議案にあります戸未容子さん、熊谷秋男さんを委員の適任者として提案申し上げます。

戸未さんは、長年学校教員として勤務された経験を持ち、地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員として意欲的に活動していただける人格・識見ともに申し分のない方だと確信いたしております。

熊谷さんは、長年会社員を勤務された後、町の納税相談員として約3年間、町税の徴収や納税者からの相談に対応しており、人権擁護委員として意欲的に活動していただける人格・識見ともに申し分のない方だと確信いたしております。

なお、任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間となります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより、日程第31、議案第32号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第32号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第32号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は10人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票、うち賛成8票、反対2票であります。

賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は、投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第33号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第33号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は10名であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君の2人を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

総投票数10票、うち賛成8票、反対2票であります。

賛成多数でありますので、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第34号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第34号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、今冬の大雪により被害を受けた農業施設などの復旧等を支援するための経費を新たに措置するものであります。

歳入では、雪害対策緊急支援事業費県補助金を計上したほか、一般財源の調整として特別交付税を充当しております。

その結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ349万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を53億1,318万1,000円にするものであります。

また、第2条においては、雪害対策緊急支援事業について、年度内での完了が困難と見込まれることから、繰越明許費を設定するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第12号）の詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、4ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費であります。18節の雪害対策緊急支援事業補助金は、町長も提案理由でも述べましたとおり、今冬の大雪により被害を受けました農業用パイプハウスの復旧経費等に対して支援をするために、補助上限額の3分の1を県から、6分の1を町から補助することとして、3件分349万2,000円を計上しました。特定財源欄の国県支出金232万7,000円は、補助上限額の3分の1の県補助金であります。

なお、一般財源につきましては、特別交付税で収支の調整を図っています。

次に、2ページをお開きください。

繰越明許費については、本補正予算で予算措置しました雪害対策緊急支援事業について、年度内の完了が困難と見込まれることから、新たに設定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第34号については説明のみで、午後から質疑、討論を行いたいと思います。

これで昼食休憩に入らせていただきます。

再開は午後1時です。よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

議案第34号については、執行部より説明がありましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（目時重雄君） 日程第34、報告第1号 議会の議決を得た契約の変更の専決処分についてを議題といたします。

職員に報告書を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員報告書朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 報告第1号 議会の議決を得た契約の変更の専決処分についての内容をご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を得た契約の変更で、その額が1,000万円以内の変更であるものを専決処分できる事項に指定していることから、令和2年12月10日に議会の議決を得た和井内エリア観光拠点施設建設工事の請負変更契約について、既契約額3億6,175万9,200円に699万3,800円を増額して、3億6,875万3,000円とする変更契約を令和3年2月25日に締結し、専決処分したものであります。

主な変更内容は、事務室を十和田出張所として使用するために必要な防犯用目隠しシャッター、ミニキッチンを追加したほか、フリースペースにはエアコン2台を追加しました。また、木質バイオマスボイラー暖房設備及び発電設備を館内で有効活用するため、電気設備を改良変更しております。

なお、工事は順調に進捗し、昨日、建築確認完了検査を終えて、本日3月5日に無事工事完成する運びとなりました。

以上、議会の議決を得た契約の変更の専決処分について報告いたします。

○議長（目時重雄君） ただいまの報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
4番。

○4番（亀田利美君） この暖房設備、それから電気設備、これの発電を起こして蓄電していくということだろうと思うのだけれども、蓄電は容量的にどのぐらいのものなのか。その点、分かりましたら教えてください。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（窪田圭一君） 詳しい資料を今、手元に持ってきておりませんので、後でお知らせします。申し訳ありません。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号については終結いたします。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第35、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

総務福祉常任委員長と議会運営委員長から小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

両委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、両委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（目時重雄君） 町長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） ただいまは令和3年第2回小坂町議会定例会において、全議案可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

私の任期が来月11日までとなっており、本日が任期最後の議会となると思われまことから、一言お礼の挨拶を申し上げたいと存じます。

私は、平成29年4月から3期目の町長の任につき、議員各位、職員、そして町民の皆様などから多くのご助言、ご指導いただきながら、4年の間、町民目線の方針のもと、誠心誠意町政の発展に努めてまいりました。今後もこれまでの経験を生かし、住民生活の安心・安全に結びつく町政に取り組んでいきたいものと考えております。

議員各位のこれまでのご厚情に深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

再び、町民の皆様のご支持をいただき、さらに4年間町長として小坂町のために尽くすことができるよう、また、この場で皆様とお会いできるよう努力いたす所存でございます。

以上、任期を迎えることから、議員の皆様へ挨拶の機会をいただきました。本当にありが

とうございました。

◎退職職員挨拶

○議長（目時重雄君）　ここで、皆さんにご報告いたします。

長年、町職員として勤務され、この月末で退職される管理職がおられます。これまで議会の対応をしてまいりました管理職においては、本定例会が最後となります。

よって、議長において職員の挨拶の機会をつくりたいと思いますので、ご賛同ください。それでは、町民課長、安保明彦さんからお願い申し上げます。

〔町民課長　安保明彦君登壇〕

○町民課長（安保明彦君）　お忙しいところ、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

私は、昭和60年4月に小坂町役場に採用され、今日まで務めさせていただきましたので、この3月末をもって36年間お世話になったこととなります。

改めて考えてみますと、役場というところは町民が生まれてから亡くなるまで、多分野にわたる住民サービスが求められる難しいところだと思います。特に、近隣の市とも比較して、人口規模が小さいからなのか、歴史的なものなのか、住民との距離が近くて、仕事上よい面もありますが、正直やりにくい面もありました。ただ、公平な住民サービスという基本に基づき、その都度、判断して実行してまいりましたので、中には融通の利かないやつだと思われた方もいたと思います。

私は、在職期間の大部分が内部事務処理部門でありましたので、終盤に事業化部門となった際には、議員の皆様には事業の進め方について、なかなかうまく説明できなく、時間を要し、ご心配をおかけしたと思います。

そのような中でも、補助事業の制約や自主財源の予算が伴うことが多いことから、その都度、地域や議員の皆様からご意見をいただき、小坂町にあったものや事業主体が継続的に運営できるよう、事業体の育成などいろいろな角度で検討し、ご相談を繰り返し、皆様からご協力をいただき、これまでやってこられたのかなと思っております。

ここに定年まで勤めることができましたことを、改めて皆様に感謝申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（目時重雄君） 続いて、観光産業課長、細越浩美さんからお願いします。

〔観光産業課長 細越浩美君登壇〕

○観光産業課長（細越浩美君） 定例議会の最終日に、このような挨拶の場を設けていただきまして、大変ありがとうございます。

私は、昭和54年に小坂町役場に奉職して以来、42年間、町職員として公務員生活を過ごしてまいりました。その間、様々な職場で経験を積み、諸先輩をはじめ、同僚、後輩、そして地域の皆様などに支えられて今日に至っております。この長い公務員生活の中で、平成25年から約8年間にわたって、管理職として町政の要である議会に直接携わることができたのは、大変貴重な体験でありました。

町が抱えている様々な問題や課題に対して条例や予算、そういった形で提案し、それらの内容について賛同をいただくため、説明や意見交換をしてまいりました。時には、私の知識不足や理解不足によって分かりづらい説明もあったかと思いますが、今まで何とかやってくることができました。これも議員の皆様のおかげで助言やご指導があったおかげであるとともに、力不足であった私を支えてくれた仲間のおかげであったと思います。

私は、今月末で定年を迎え次の者にバトンタッチしていきますが、今後は町政が輝ける未来づくりに向かって邁進できるよう、1人の町民として支えてまいりたいと考えております。

最後に、議長をはじめ各議員の皆様、町長、副町長をはじめ職員の皆様に今までの感謝を申し上げるとともに、未来に向かって光り輝く小坂町をつくり上げるため、一層のご活躍をお祈りし、最後の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（目時重雄君） 続いて、町史編さん室長、亀沢修さんからお願いします。

〔町史編さん室長 亀沢 修君登壇〕

○町史編さん室長（亀沢 修君） このたびは議会という神聖な場で、議員の皆様へ挨拶の機会を設けていただいたことに深く感謝申し上げます。

私が、教育委員会事務局長として初めて議会に出席したのは平成25年度でありました。小中一貫教育校のスタートであったこの年、新たな環境での児童生徒の様子や、学校と共用となった公共施設の使用方法をめぐる問題など、軌道に乗るまでには目に見えない多くの課題がありました。こうした課題の一つ一つに、当時の熊谷教育長の指揮の下、町職員と教職員が一丸となって解決に取り組んだことが懐かしく思い出されます。

また、児童生徒への支援の在り方、施設の改善について議会の場で議論を重ねたこともありました。議員の皆様のご意見とご協力があったからこそ、全国的にも誇れる学校へと発

展させることができたものと心より感謝申し上げます。

平成29年度からは、町史編さん室長を拝命し、新編小坂町史の編さんに取り組んでまいりましたが、当初予定された今年度の発刊を実現することができませんでした。発刊の遅れにつきましては、深くお詫びを申し上げます。

さて、町職員としての37年間を振り返ってみますと、昭和59年に学芸員として当町に採用されて以来、郷土館や教育委員会で長く文化財の保護や調査に関わったことが私の最も大きな仕事でありました。昭和59年と言えば康楽館の無償譲渡が決まった年です。その後、町に残る近代化遺産の価値が見直されるとともに、鉾山事務所の移築復元事業、康楽館、鉾山事務所の国重要文化財の指定などに携わってまいりました。

また、観光産業課では、明治百年通りにぎわいづくりプロジェクトの立案など、近代化遺産の活用事業にも取り組ませていただきました。活用なくして保存なしの考え方を広めながら、ぜひとも産業観光に結びつけようと先輩や同僚たち、そして町内外の多くの方々に応援をいただきながら、休日返上で必死になって頑張ったことが思い出されます。

全国に誇れる近代化遺産を守りたい、そんな私の思いを議員の皆様理解していただけるよう議会で説明させていただいたことも、今となって思い出の一つです。計画に賛同いただいた議員の皆様励ましの言葉も大変ありがたいことでした。

明治百年通りには、わがままとも言える私の理想がいろいろなところに詰まっています。僅かではありますが、百年通りのにぎわい創出に貢献できたことは、私の唯一の自慢となっています。

とはいえ、小坂町の近代化遺産保存活用事業はいまだ道半ばです。小坂町は全国に、世界に誇れる数多くの文化財を持っている町です。十和田湖や貴重な近代化遺産を、ぜひ次の世代に、このままの姿で引き継いでいただきたいのです。議員の皆様、町長をはじめ、職員みんなが互いに知恵を絞り、理解を深めながら、世界に誇れるこの小坂町が、未永く続いていくよう尽力していただけるものと信じております。

小坂町は鉾山町であるがゆえに、明治から現代まで、もともとの住民と外から来た人達が手を取り合ってまちづくりに励み、まちの発展を支えてくれました。そういう歴史を持つ町だからこそ、交流人口の創出とあわせ、外からの担い手を招くという関係人口創出への取組は、町外からの移住定住にも結びつくことではないでしょうか。

新型コロナ終息の暁には、例えば小坂鉄道保存会のように、町外から意欲を持って訪れる方々の声に耳を傾けて町政に生かしていただきたい。それは、移住者の1人としての私の願

いでもあります。

最後になりますが、目時議長をはじめ、議員の皆様のご支援により務め上げることができましたことに、改めて感謝申し上げ、退職に当たっての挨拶といたします。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（目時重雄君） 安保町民課長、細越観光産業課長、亀沢町史編さん室長には、長い間、職員として活躍されまして、大変ご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） それでは、これをもって令和3年第2回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時20分